

昭和五十三年法律第三十号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条）
 第二章 國際出願（第二条—第七条）
 第三章 國際調査（第八条・第九条）
 第四章 國際予備審査（第十条—第十五条）
 第五章 雜則（第十六条—第二十一条）
 附則

第一章 総則

（趣旨）

この法律は、千九百七十六年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）に基づく国際出願、國際調査及び国際予備審査に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるものとする。

第二章 國際出願

（国際出願）

日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という。）は、特許庁長官に条約第二条（v i e）の国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができる。日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をするときも 同様とする。

（願書等）

第三条 国際出願をしようとする者は、日本語又は經濟産業省令で定める外國語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を特許庁長官に提出しなければならない。

願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（補正命令）

一 当該出願を条約に従つて処理すべき旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称並びにその国籍及び住所又は居所（出願人が二人以上ある場合においては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所）

三 発明の名称
 四 前各号に掲げるもののほか、經濟産業省令で定める事項

3 明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これららの書類に関し必要な事項は、經濟産業省令で定める。

第四条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいづれかに該当する場合を除き、国際出願が特許出願日の認定等（国際出願の認定等）

府に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。

一 出願人が第二条に規定する要件を満たしていないとき。

三 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないとい認められるとき。

四 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。

二 前条第二項第一号に掲げる事項の記載がないとき。

五 明細書及び請求の範囲が日本語又は前条第一項の經濟産業省令で定める外國語で作成されないとき。

三 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないとい認められるとき。

四 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。

五 明細書及び請求の範囲が日本語又は前条第一項の經濟産業省令で定める外國語で作成されなければならない。

六 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されなければならない。

（取り下げられたものとみなす旨の決定）

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

一 前条の規定により手続の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定期間に内に手続の補正をしたとき。

二 第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる書面により手続の補完をすべきことを命じなければならぬ）の規定により納付すべき手数料が經濟産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。

三 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、經濟産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四条第一項各号のいずれかに該当することを発見したとき。

（国際調査報告）

第六条 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けた者が經濟産業省令で定める期間内に同項の記載に係る図面を提出したときは、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

（補正命令）

二 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けた者が經濟産業省令で定める期間内に同項の記載に係る図面を提出したときは、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

（国際調査）

第七条 特許庁長官は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願（条約に規定する他の国際調査機関が条約第十五条に規定する国際調査（以下「国際調査」という。）をするものを除く。この章及び次章において同じ。）につき、審査官に条約第十八条（1）に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成させなければならない。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 十万五千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

（文書の写しの請求）

第八条 特許庁長官は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願（条約に規定する他の国際調査機関が条約第十五条に規定する国際調査（以下「国際調査」という。）をするものを除く。この章及び次章において同じ。）につき、審査官に条約第十八条（1）に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成させなければならない。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 十万五千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

（文書の写しの請求）

第九条 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、經濟産業省令で定める期間内に、その文献の写しの送付を請求することができる。

（国際予備審査）

第十条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた国際出願の出願人は、經濟産業省令で定める期間内に、その国際出願について、特許庁長官に条約第三十三条に規定する国際予備審査（以下「国際予備審査」という。）の請求ができる。ただし、出願人が条約第三十一条（2）の規定により国際予備審査の請求をすることができるこ

法第百二十一号（第七条第一項から第三項までの規定（第十九条第一項後段の政令でこれららの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反しているとき。）

六 経済産業省令で定める方式に違反しているとき。

（取り下げられたものとみなす旨の決定）

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

一 前条の規定により手続の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定期間に内に手続の補正をしたとき。

二 第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる書面により手続の補完をすべきことを命じなければならぬ）の規定により納付すべき手数料が經濟産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。

三 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、經濟産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四条第一項各号のいずれかに該当することを発見したとき。

（国際調査報告）

第八条 特許庁長官は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願（条約に規定する他の国際調査機関が条約第十五条に規定する国際調査（以下「国際調査」という。）をするものを除く。この章及び次章において同じ。）につき、審査官に条約第十八条（1）に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成させなければならない。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 十万五千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

（文書の写しの請求）

第九条 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、經濟産業省令で定める期間内に、その文献の写しの送付を請求することができる。

（国際予備審査）

第十条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた国際出願の出願人は、經濟産業省令で定める期間内に、その国際出願について、特許庁長官に条約第三十三条に規定する国際予備審査（以下「国際予備審査」という。）の請求ができる。ただし、出願人が条約第三十一条（2）の規定により国際予備審査の請求をすることができるこ

(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限り、それを軽減し、又は免除することができる。) (特許法の準用)

第十九条 特許法第七条第一項から第三項まで、第八条、第十一条、第十三条第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく手続に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則(以下「規則」という。)に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。

第二十条 特許法第四十七条第二項の規定は、国際調査及び国際予備審査に準用する。

第三十条 特許法第一百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。
(経済産業省令への委任)

第二十一条 第二条から前条までに定めるもののか、国際出願、国際調査及び国際予備審査に關し条約及び規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

(条約に基づく機関としての事務)

第二十二条 この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

附 則 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第八条 (特許印紙による納付の開始に伴う経過措置)
附則第三条から前条までの規定による改正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から二週間以内に特許料、割増特許料、手数料、登録料又は割増登録料を納付するときは、収入印紙又は特許印紙をもつてすることができる。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。ただし、第二十四条から第二十七条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一日法律第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一日法律第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一日法律第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一日法律第二四号) 抄

(国際予備審査の請求件数の暫定的制限)
第二条 特許庁長官は、当分の間、国際予備審査機関に関する国際事務局との取決めに基づき、機関に関する国際事務局との取決めに基づき、第十八条の規定(施行期日)の施行の日から施行する。

附 則 (平成五年法律第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

政令で定める期間ごとに、その期間内において受理すべき国際予備審査の請求の件数(以下の「請求件数」という。)を制限することができることと、その制限に係る件数を告示しなければならない。

附 則 (平成六年一二月一四日法律第一六号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年一二月一四日法律第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成六年一二月一四日法律第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成六年一二月一四日法律第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成六年一二月一四日法律第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年一二月一四日法律第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年五月二三日から施行する。

附 則 (平成十五年五月二三日法律第一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成十五年五月二三日法律第一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成十五年五月二三日法律第一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年一二月二二日法律第一六〇号)
抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年二月二二日から施行する。

附 則 (平成二一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年二月二二日から施行する。

附 則 (平成二三年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年二月二二日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年二月二二日から施行する。

